

令和 7 年 9 月 25 日

令和 7 年第 3 回神奈川県議会定例会

防災警察常任委員会資料
(令和 7 年 9 月 22 日付託分)

くらし安全防災局

目 次

ページ

1 神奈川県犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例の概要.....	1
2 神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する 条例の概要	2
3 神奈川県消費生活条例の一部を改正する条例の概要.....	3

1 神奈川県犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

令和6年度に行った条例の見直しに伴い、教育活動現場における犯罪被害者等への支援を明確にするため、児童等に対する配慮に係る規定を定めるなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 児童等及び学校設置者等の定義規定の新設

(ア) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）及び同法第124条に規定する専修学校（次号において「学校」という。）に在籍する幼児、児童又は生徒、また前記に該当しない18歳未満の者を児童等として定義する。（改正後の第2条第8号関係）

(イ) 学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設その他これらに類する施設を設置する者及び同法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業その他の児童等に対して教育、保育、技芸又は知識の教授等を行う事業を行う者を学校設置者等として定義する。（改正後の第2条第9号関係）

イ 児童等に対する犯罪被害者等支援の明確化

教育活動現場における犯罪被害者等である児童等への配慮や、犯罪被害者等支援の必要性等に関する児童等の理解の増進について所要の規定の整備を行う。（改正後の第16条、改正後の第19条第2項関係）

ウ 国や市町村、その他関係機関との連携の明確化

県の犯罪被害者等支援施策における国や市町村、その他関係機関との連携について明確にするため、所要の規定の整備を行う。（第3条第3項、第20条第1項関係）

エ その他所要の規定の整備を行う。（第3条第1項、第3条第2項、第16条～第22条関係）

(3) 施行期日

公布の日

2 神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

令和6年度に行った条例の見直しに伴い、自転車利用者の乗車用ヘルメットの着用を促進するため、県による情報の提供や啓発等に係る規定を定めるなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 乗車用ヘルメットの着用促進等に係る規定の新設

(ア) 乗車用ヘルメットの着用を促進するための情報の提供や啓発など県の責務に係る規定を新設する。（改正後の第13条第1項関係）

(イ) 自転車利用者の家族や事業者等が、自転車利用者に対し乗車用ヘルメットの着用を促すとともに、情報の提供や助言などを行うよう努める規定を新設する。（改正後の第13条第2項関係）

(ウ) 交通安全団体が、その活動の機会を通じて、自転車利用者に対し乗車用ヘルメットの着用を促すとともに、情報の提供、啓発などを行うよう努める規定を新設する。（改正後の第13条第3項関係）

イ その他所要の規定の整備を行う。（第12条～第18条関係）

(3) 施行期日

令和8年4月1日

3 神奈川県消費生活条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

令和6年度に行った条例の見直しに伴い、安全性に疑いがある商品の立証要求の対象に役務等を追加するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 事業者に対する安全性に疑いのある商品の立証要求等、危険な商品の排除の対象を「商品等」（商品、役務及び権利）に改める。（第6条～第8条関係）

イ アの施行に必要な限度において、事業者に対し、役務の提供に使用される物又は商品等に関する資料の提出を求めることができることとする。（第9条関係）

ウ その他所要の規定の整備を行う。（第5条、第13条の5及び別表第4関係）

(3) 施行期日

令和8年4月1日